

## 確定申告で医療費控除をする方へ

### ✓ 医療費控除とは？

医療費控除とは、1年間の医療費の合計が**10万円**(所得が200万円未満の場合は所得額の5%)を超えると、一定の金額の所得控除を受けることができる制度です。他の健康保険に加入している家族の医療費も合算できます。

### ✓ 対象となる医療費は？

出産費用や妊娠時の定期検診などの費用、通院時の交通費や入院時の食費、市販薬の購入費、鍼灸師の施術代金、不妊症の治療費なども対象となります。

出産費用や不妊症の治療費なども医療控除の対象になります！



対象とならないもの

- 通院時のガソリン代やタクシー代
- 入院時の希望による差額ベッド代
- 健康診断や予防接種の費用
- 疲れをとるためのマッサージ代
- ビタミン剤などのサプリメントの購入費用
- 近視・遠視のメガネやコンタクトレンズ作成費用 など

## 電子申告の場合

- **マイナ保険証を持っているとマイナポータルと自動連携ができるため、パソコンやスマホで確定申告書に医療費通知情報を自動入力することができます。**

詳しくはこちら▶▶▶▶▶  
国税庁  
「医療費控除を受ける方へ」



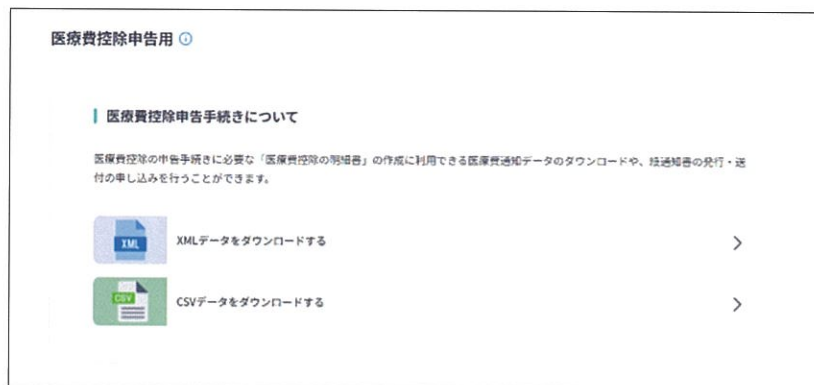
- **2月中旬にKOSMO Webに「医療費控除用通知」が掲載されます。**

医療費通知データ(XML)をダウンロードし、そのまま電子申告(e-Tax)にご利用いただけます。

※医療費控除用通知(e-Tax用)ファイルには、発行主体である健康保険組合の電子証明書が付与されています。ダウンロードしたファイルは編集できません。修正が必要な場合は、国税電子申請・納税システム(e-Tax)に取り込んでから修正してください。



確定申告は電子申請が簡単・便利でおすすめです！



## 書面申告の場合

「KOSMO Web」に掲載されている医療費通知データ(XML)を、国税庁が提供する「QRコード付証明書等作成システム」を使ってPDF形式に変換し、印刷したものを提出してください。

### 特 退

特例退職者医療制度ご加入の方で「年間医療費通知(紙)」の送付を希望される場合は、健康保険組合(電話03-5555-4611)までご連絡ください。